

[別添資料6]

募集要項に関する質問及び回答

(※令和5年8月 募集要項に関する質問への回答 No.119 以降参照。)

令和5年8月

大阪市建設局

判例	質問内容
	回答内容
1	<p>管理運営上の事情のため、現在の指定管理者の判断で使用を中止している駐車枠があるとのことですが、具体的にはどのような事情によるものですか。</p>
	<p>漏水・鳥の糞害等の落下物の発生により当該枠の駐車車両に損害が生じるおそれがあるためです。他には、車枠近くに電柱等の支障物件があり衝突のおそれがあること、車枠が狭く車両同士の接触のおそれがあること、天井が低く車両との接触のおそれがあること等により使用を中止している箇所もあります。</p>
2	<p>現在、使用を中止している駐車枠について、指定管理者交代時に使用を再開することは可能ですか。</p>
	<p>現在、使用を中止している事情を十分に認識していただき、必要な措置（不具合箇所の修繕または警告文の周知等）を講じて、指定管理者として管理運営上の支障がないと判断されましたら、当該駐車枠の使用を再開することは構いません。</p>
3	<p>「バス駐車場について、現在の指定管理者は、予約状況や利用状況に応じて、長堀バス駐車場において最大24台、東長堀バス駐車場で最大15台の運用を行っております。」とありますが、具体的にはどのような状況の場合に運用しているのでしょうか。</p>
	<p>バス駐車場は予約制度を採用しており、駐車車両の出庫予定時間の把握が可能なため、空きスペースの有効活用については指定管理者の柔軟な対応を認めております。具体的には、同一の利用者（事業者等）に対し複数台のバス駐車を可とする場合や予約していないバスが入庫してきた場合等に空いているスペースを有効利用することがあります。</p>
4	<p>現在の受付日及び受付時間を縮小する提案はできないとありますが、現在の受付日及び受付時間を一度延長した後、延長する前の受付日及び受付時間に戻すことは認められますか。</p>
	<p>一度は延長した受付日及び受付時間を縮小するのは望ましくありませんが、公募時点における受付日及び受付時間より縮小しない範囲に戻す場合については、利用実績等のデータに基づき、協議に応じます。</p>
5	<p>指定管理期間中に受付日及び受付時間を変更した場合、原則として6か月間は継続して同一の設定とするとありますが、6か月以内に変更が認められることはありますか。</p>
	<p>原則として認められません。ただし、近隣の環境等に大きな変化があり、6か月間継続して同一の設定をすることが経営面で困難な事情がある場合には、協議により6か月以内の変更を認めることがあります。</p>
6	<p>現在の受付日及び受付時間を縮小することは例外なく認められませんか。</p>
	<p>本件募集について、現在の受付日及び受付時間を縮小する提案は例外なく認められません。しかしながら、指定管理業務開始後の利用実績等のデータを基に、現在の受付日及び受付時間を維持することが、経済的合理性の観点から課題があると判断できる場合は、指定管理期間中に受付日及び受付時間の縮小についての協議に応じることは可能です。ただし、利用者サービスの低下が懸念される場合は認められません。繰り返しになりますが、本件募集に対する事業計画書や収支予算書等の提出書類は現在の受付日及び受付時間を縮小しない範囲で作成してください。</p>
7	<p>断りなく7日以上駐車することはできないことについて、その期間を縮小（例えば2日）することは可能でしょうか。</p>
	<p>市立駐車場において断りなく7日以上駐車することができないことについては、大阪市立駐車場条例において規定されているため、変更はできません。</p>
8	<p>駐車可能期間等の駐車制限を含む規約全般について、指定管理者において独自に定めることは可能でしょうか。</p>
	<p>駐車場利用に関する事項については、大阪市立駐車場条例に規定されており、条例に反する規約を独自に定めることはできません。条例に規定されていない事項については、協議対象とします。</p>
9	<p>現行の各駐車場の職員の配置ポスト数及び配置時間をご教示下さい。</p>
	<p>現指定管理者のシフト・人員数については、現指定管理者が独自に作成しているものですので、お答えできません。募集要項に記載している基準を満たした上で、現行の管理方法にとらわれず効果的・効率的と思われる人員配置をご提案ください。</p>
10	<p>責任者は当該駐車場に常駐することが必要ですか。</p>
	<p>責任者は任命された駐車場に常駐させてください。ただし、ローテーション・休暇の関係上配置できないときは、副責任者を配置するなどしてください。</p>
11	<p>責任者は、指定管理者の委託先職員でもよろしいですか。</p>
	<p>責任者は、指定管理者の委託先職員でも構いません。</p>
12	<p>西横堀駐車場・法円坂駐車場・十三駐車場のようにブロックが分かれている駐車場については、各ブロックごとに責任者を配置する必要がありますか。</p>
	<p>必要ありません。責任者は各駐車場に1名配置すれば結構です。</p>
13	<p>受付時間中に配置する職員は、現場管理事務所に常駐することが必要ですか。</p>
	<p>適切な利用者対応を行うため、巡回時や場内清掃時等の必要最小限の時間帯を除き、現場管理事務所に常駐する必要がありますが、利用者サービスを低下させない提案と認められる場合には、夜間一部時間帯において無人化対応を認める場合があります。</p>
14	<p>受付時間外に職員を配置しない場合にも必ず適切な警備を実施することとの記載があるが、業務委託に際し、警備業に関連する資格が必要でしょうか。</p>
	<p>実施に当たっては、警備業に関連する資格を有することが望ましいと考えますが、適切な警備実施が確保されておれば問題ありません。</p>

15	料金設定について、周辺の民間駐車場と著しく均衡を失するような料金設定は不可とありますが、具体的にはどのような料金が著しく均衡を失する料金となるのでしょうか。
	駐車場の料金設定については、周辺駐車場の料金だけでなく、供用台数、構造、利便性または利用状況等も考慮して、適正かどうかを判断するため、具体的な基準を示すことはできません。個別に判断していくこととなります。
16	指定管理期間中に利用料金を変更した場合、「原則として」6か月間は継続して同一の設定としますが、6か月以内に変更が認められることはありますか。
	近隣の環境等に大きな変化があり、6か月間継続して同一の設定をすることが経営面で困難な事情があると認められる場合は、6か月以内の変更を認めることがあります。しかしながら、収支見込の甘さなど、指定管理者側の事情による場合には、6か月以内の変更は認めません。
17	当該駐車場において過去に発行された普通回数券による支払いには応じなければならないとありますが、精算機の更新を考えている場合または普通回数券の発行を行わない場合は、どのように対応すれば良いですか。
	現在使用可能な普通回数券と同一額面金額での交換や出庫時に現場職員が直接回数券を受受する等の対応をお願いします。
18	共通回数券（プリペイドカード）は販売時点で指定管理者の収入となりますか。
	なりません。共通回数券は、大阪市が発行するものであり、各月ごとに販売代金を大阪市内に納付していただきます。一方で、各駐車場で使用された分の10/11が1か月ごとに指定管理者の請求により大阪市より支払われ、指定管理者の収入となります。
19	各駐車場における共通回数券の利用実績に応じた金額を、各月ごとに大阪市から指定管理者へ支払うとありますが、「利用実績に応じた金額」とは何ですか。
	共通回数券は、券面金額が販売金額の1割増となっているため、各駐車場で駐車料金の精算に使用された金額の10/11を1か月ごとに指定管理者の請求により大阪市が支払います。
20	共通回数券について、現在使用しているカードリーダーの機種を教えてください。
	アマノ株式会社製の大阪市共通カードリーダー（型番なし）となります。
21	普通回数券、バス回数券及び共通回数券の販売は必ず対面にて行わなければならないとされていますか。機械で販売することは可能でしょうか。
	普通回数券、バス回数券及び共通回数券の販売を機械で行っていただくことは可能です。なお、新大阪駅南駐車場、宮原地下駐車場、扇町通地下駐車場、鞆地下駐車場及び谷町筋地下駐車場には、本市所有の共通回数券自動販売機が設置されています。
22	定期駐車券の販売は必ず対面にて行わなければならないとされていますか。機械で販売することは可能でしょうか。
	定期駐車券については、購入希望者に対し、満車時には入庫ができない等の確認事項を了解していただいた上で販売する必要があるため、原則として対面販売が必要と考えております。しかしながら、必要な確認事項の了解を得ることが可能であり、かつ現行サービス水準の確保・不正利用の防止が守られるならば、協議により定期駐車券を機械で販売することは可能です。
23	現在発行している定期駐車券は、そのまま継続しなくては行けませんでしょうか。
	通用期間が令和6年4月1日を超える定期駐車券については、同日以後も使用できるように取り扱っていただきます。それ以降に定期駐車券の取扱い等を中止する場合は、本市と十分に協議のうえ、利用者に対して混乱を招くことのないように対応する必要があります。
24	定期契約台数は、明確な上限設定はありませんとありますが、指定管理者が駐車場の収支状況を勘案しながら任意に定期契約台数を決定することができますか。
	定期契約台数は、駐車場の利用状況に照らし、一時利用者による利用が不当に制限されず、また、満車状態が多く定期駐車券購入者が満足に利用できない事態にならない範囲内であれば、指定管理者が任意に決定することができます。
25	定期駐車券について、1年以内の通用期間を設定することも可能です。とありますが、例えば1か月定期を販売時に、1年間の有効期限の定期駐車券をお渡しして入金金は毎月してもらう方法も可能でしょうか。
	大阪市立駐車場条例においては、定期駐車券の発行の際に定められた料金を支払うよう規定されております。ご質問のような支払い方法は認められません。
26	「駐車場の特定エリア（複数台以上）に限定して利用可能な定期駐車券」も発行可能とありますが、具体的にはどのようなものなのでしょうか。
	例えば、2層以上の地下駐車場における下層階や出入庫口から離れた駐車枠等、一般的に利用者が不便と感じられる箇所の利用に限定した定期駐車券について、当該駐車場の一般的な定期駐車券より安い価格設定で販売することです。
27	現金以外による利用料金の支払方法として、PiTaPaやICOCA等の電子マネーを導入することは可能でしょうか。
	現金以外の支払方法として、PiTaPaやICOCAの電子マネー機能を導入することは可能です。
28	クレジットカードによる決済が可能とありますが、料金精算機にはその機能がついていますか。
	現在本市設置の料金精算機にはクレジットカードでの決済機能はついておりません。ただし、本市の了承を得た上で、本市設置の料金精算機にクレジット決済機能を追加していただくことは可能です。また、指定管理者は、本市の了承を得た上で、指定管理者負担において料金精算機を設置できますが、当該精算機にクレジット決済機能をつけることは可能です。
29	指定管理期間中に料金改定を行った場合、「基本納付金」の金額は協議して変更されることとなりますか。
	料金改定による「基本納付金」の変更は認めません。
30	管理経費見込よりも利用料金見込が下回る駐車場については、納付金納付不可の提案でも構わないでしょうか。
	基本納付金は駐車場単位ではなく募集区分ごとに提案してください。（想定はしていませんが、）募集区分全体について、利用料金収入が管理経費を下回ると見込まれる場合は、基本納付金を提案しないことも可能です。

31	<p>指定管理業務に係る会計を指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行い、収入及び支出を明確にし、大阪市へ報告を行うことができれば、専用口座等での管理は必要ないと考えてよろしいですか。</p> <p>指定管理業務に係る会計を他の事業等に係るものと区別して行い、駐車場ごとの収入及び支出を明確にできるのであれば、必ずしも専用口座で管理していただく必要はありません。ただし、本市からの収支に係る問い合わせについては、説明できるようにしてください。また、本市から確認資料の提出または閲覧を求める場合がありますので、対応していただく必要があります。</p>
32	<p>令和6年3月以前に販売され、4月以降に使用された普通回数券・共通回数券について、駐車料金分を前指定管理者に請求することはできますか。</p> <p>できません。ただし、あまりにも不自然な販売が行われていると判断した場合には、本市より前指定管理者に対し調査、指導を行うことがあります。</p>
33	<p>駐車場の上を通る高架道路等の工事や駐車場内における改修工事等により、やむを得ず駐車場の一部が使用不能となり、指定管理者の利用料金収入に明らかな影響が生じたと認められる場合は、納付金の減額を認めることがあります。指定管理者は、具体的にはどのような場合ですか。</p> <p>工事等の期間における当該駐車場の利用状況と、工事等により使用不能になった範囲の過去データ等を考慮して協議を行います。ただし、日常的に全体台数の半分も利用されない駐車場において、全体の2割が使用不能となる工事が行われた場合、利用料金収入への大きな影響があったとは認めがたく、そのような場合には基本、納付金の減額は行いません。使用不能となった台数分に応じて機械的に納付金の減額を計算するものではありません。 (関連質問：No.118参照。)</p>
34	<p>指定管理期間中に、現状の管理運営形態の簡素化を行う提案を本市が承諾する場合、経費節減見込額の一部を納付金の増額として求めることがありと記載されておりますが、具体的にどのような事例でしょうか。</p> <p>受付日及び受付時間の縮小（現在本市は認めておりません。）、一部時間帯の無人化等については、既述のとおり、相応の事情があれば、指定管理期間中にそれらを認める可能性を排除しておりません。仮に、これを認めることで、指定管理者の管理経費が節減される場合、それは指定管理者の経営努力による節減というより、市立駐車場の経営方針に係る本市の判断の結果と認められることから、指定管理者の経費節減額の一部を本市への納付金の増額分として求めるものです。</p>
35	<p>現在、自動二輪車の受け入れを行っている駐車場について、料金收受の方法を教えてください。</p> <p>鞆地下駐車場、長堀通地下駐車場及び東長堀地下駐車場の地下部分においては、自動二輪車用の機器を設置していないため、有人対応により料金を收受しております。西横堀駐車場、東長堀地下駐車場の地上部分及び新大阪南駐車場については、現在の指定管理者が自動二輪車用の機器を設置しており、機械管理で料金を收受しております。自動二輪車について、機械管理を行っている車枠については、現在の指定管理者が交代した際に、設置されている機器も撤去されることとなりますので、ご注意ください。</p>
36	<p>四輪自動車の枠を転用して自動二輪車駐車場を設置することはできないとありますが、四輪自動車の駐車需要に対し自動二輪車の駐車需要が高いと見込まれる駐車場についても、自動二輪車枠として転用することは認められませんか。</p> <p>自動車の路上駐車の解消等をはじめとする市立駐車場の設置目的から、四輪自動車枠を転用して自動二輪車を受け入れる提案は認められません。ただし、軽自動車駐車枠のように軽自動車以外の四輪自動車の駐車が必要な駐車枠については転用を認めます。なお、指定管理業務開始後の当該車枠の利用実績等のデータを基に、四輪自動車用の駐車枠として不要と判断できるのであれば、自動二輪車への転用について協議に応じます。繰り返しますが、指定管理業務開始時は、軽自動車枠を除く現在の四輪自動車枠の数を維持し、運営してください。</p>
37	<p>市立駐車場においては50ccを超える自動二輪車について受け入れ可となりますが、50cc以下の車両が駐車されている場合どのような対応をする必要がありますか。</p> <p>本市では、50cc以下の車両は自転車駐車場での受け入れを行っており、大阪市立駐車場条例においては50ccを超える自動二輪車について市立駐車場に駐車可能としております。50cc以下の車両の入庫に関しては、注意喚起を行うなど駐車されないように努めてください。</p>
38	<p>自動二輪車の受け入れは、定期利用のみとすることは可能でしょうか。</p> <p>一時・定期の割合については、状況により協議を行います。一時利用は必ず受け入れてください。ただし、東長堀地下駐車場においては、地上と地下の双方で自動二輪車を受け入れており、地上か地下のいずれかについて一時利用の受け入れを行うのであれば、他方について定期利用のみとすることは可能です。</p>
39	<p>現在の自動二輪車駐車場のレイアウトを変更することは可能でしょうか。</p> <p>現在の自動二輪車駐車場のレイアウトについては、現指定管理者が提案し整備しているものです。現行のレイアウトを変更することは可能ですが、現在の指定管理者が供用している台数を大きく下回らないよう留意してください。</p>
40	<p>現在、修繕が必要な箇所については、指定期間開始時には修繕完了の上、引き受けることができるのでしょうか。</p> <p>修繕必要箇所については、随時現行の指定管理者に対応していただいております。基本的には、指定期間開始前までに修繕が行われるのが望ましいと考えますが、要修繕箇所は随時発生するものであり、修繕の必要性についても優先順位があることから、指定管理開始時に施設の全てに修繕が行われているかについては未定です。予めご了承ください。</p>
41	<p>施設や機器の維持管理について大阪市が負担する範囲はどこですか。経年劣化等による補修及び更新どちらの負担となりますか。</p> <p>本市が実施するのは、基幹的な施設及び機器についての長期更新計画等に基づく計画的な改修工事です。突発的な故障や破損は指定管理者に対応していただきます。また経年劣化等による補修及び更新につきましても、基幹的な施設及び機器以外のものあるいは本市の長期更新計画に該当しないものは、指定管理者に対応していただきます。</p>
42	<p>地下駐車場における漏水対策の予定と実施主体をご教示ください。</p> <p>漏水箇所に対する補修修繕、あるいは応急的・突発的な対応は指定管理者に行っていただくこととなりますので御了解ください。漏水等の状況によっては、本市において漏水対策工事を実施することがあります。</p>
43	<p>大阪市の公募により設置されている清涼飲料水自動販売機の電気代及び清掃費は誰の負担になりますか。</p> <p>電気代は使用実績（定格消費電力等に基づく算定等）に基づき、指定管理者が算定を行い、指定管理者から設置業者に対して請求してください。設置によって発生する缶・ペットボトル等のゴミについては、自動販売機設置業者に撤去していただきます。</p>

44	清涼飲料水自動販売機の収入の帰属は誰になりますか。
	駐車場内の清涼飲料水自動販売機は、大阪市が公募を行い設置しているものであるため、設置場所に係る使用料は大阪市に納入されます。なお、清涼飲料水の売上金は設置業者の収入となります。
45	施設の設置目的にそぐわない収益事業を行うことは禁止しますとありますが、駐車場内にカーシェアリング用の車両を設置することは認められますか。
	路上駐車を解消し都市活動の維持・向上を図るという市立駐車場の設置目的に合うものであれば、協議によりカーシェアリング用の車両を設置することは認められます。 現行の指定管理においても、新大阪駅南駐車場、新大阪駅第2南駐車場、豊崎地下駐車場、扇町通地下駐車場、大阪駅前地下駐車場、法円坂駐車場、安土町地下駐車場、西横堀駐車場、長堀通地下駐車場及び東長堀地下駐車場において、カーシェアリングを実施しています。 ただし、当該車両に係る駐車料金は適正に徴収し、当該駐車場の収入として計上してください。
46	現在の指定管理者が設置している精算機等の機器・備品を引き続き利用することは可能ですか。
	現在の指定管理者が設置している備品・設備機器については、指定管理期間終了時に撤去することが原則と考えますので、次の指定管理者は引き続き使用することはできません。ただし、現在の指定管理者との協議が整えば、引き続き利用することについて、本市としては差し支えありません。 なお、現在、本市で設置している機器・備品等は、無償で使用していただくことができます。
47	自家用看板の大きさの制限である7㎡以下は、看板の総合計か、個別かどちらでしょうか？
	個別となります。
48	豊崎地下駐車場の料金精算機は、指定管理者自ら更新することはできませんか。
	豊崎地下駐車場は隣接するアプローズ駐車場と地下で連結しており、出入口を相互利用していることから、それぞれの駐車場における駐車料金を適正に徴収する必要があるため、料金精算について共通のシステムを導入しております。 指定管理者は、現在の相互利用の状態を維持することを前提に、アプローズ駐車場と協議を行い、本市の承認を得た上であれば、同駐車場の料金精算機を設置または更新することが可能です。
49	業務引き継ぎの際、現在の指定管理者が設置している配線、配管などは残して頂けるのでしょうか。また、設備機器入替の際に、営業を停止することは可能ですか。
	現在の指定管理者が設置している設備機器類については、本市としては原状回復を求めており、撤去することが原則と考えております。ただし、現在の指定管理者との協議が整えば、引き継ぎを受け、継続して利用することについて、本市としては差し支えありません。その際、本市より現指定管理者の意向を確認したり、働きかけを行う予定はありません。 なお、設備機器入替の際に、営業を停止することは原則として認められません。設備機器交換を行うため、設備機器を用いての料金徴収が行えないのであれば、人的対応等により料金徴収を行ってください。
50	事業計画書・収支予算書の様式について、各設問項目とも1ページ以内に収めなければならないのでしょうか。
	複数ページとなることは構いませんが、できる限りコンパクトかつ簡潔に記載し、容量を抑えるよう努めてください。
51	提出の際、枚数も多く環境への配慮から両面印刷してもよろしいでしょうか。
	印刷については、募集要項に定めるとおり片面印刷としてください。
52	現在、火災保険は市で加入していますか。
	火災保険については、現在、市で加入しております。
53	火災保険の他、市で加入している保険はありますか。
	現在、市で漏水等による事故に備えるため、道路賠償責任保険及び「全国市長会」市民総合賠償補償保険に加入しております。しかしながら、指定管理者に施設管理運営上の帰責事由がある損害に対する賠償は指定管理者が負担することから、指定管理者は別途施設管理運営に係る保険に加入する必要があります。 また、本市が加入する保険についても、指定管理者は保険会社への報告書の作成や事故被害者との調整を行っていただく必要があります。
54	施設の維持管理、運営において第三者に損害を与えた場合は指定管理者の負担となっていますが、経年劣化を起因とする場合も指定管理者側の負担となるのでしょうか。
	指定管理者は本市施設や機器・設備等の維持管理を行っていただくこととなります。本市施設や機器・設備等の経年劣化による異常についても、適切な点検を行うことで早期に発見し、必要な対処を行っていただきますので、事前に予測することが困難なものでない限り、経年劣化を原因とする損害についても原則として指定管理者に負担していただくこととなります。指定管理者が持ち込んだ機器の不備による事故は当然に指定管理者の責任となります。
55	現地見学会以外でも、各駐車場へ見学に行っても構いませんか。
	提案に当たり駐車場を見学していただくことは可能ですが、現在も供用されている駐車場であることを認識していただき、必要最小限の人数で、かつ現場の管理運営に支障のないよう行ってください。なお、現地見学会以外で駐車場を見学する場合は、事前に現在の指定管理者に連絡の上行ってください。
56	指定管理業務を始めるに当たり、必要な工事は指定期間開始前より入れるのでしょうか。
	市長が指定管理者として指定した後、市が必要と認めた工事に関しては指定期間開始前より行っていただくことは可能ですが、供用が行われている駐車場であることを認識していただき、現在の指定管理者の了解を得たうえで、管理運営上の支障とならないように実施してください。工事期間についても、現行の指定管理者も交えて協議を行ってください。 駐車枠を占用するような工事や入出庫の妨げとなるような工事は、原則として指定期間前には行えないものと考えてください。
57	施設の良好な維持管理のために、現指定管理者が第三者委託しているメンテナンス業者に再委託することも検討したいのですが、指定管理予定者となった際には、業者名等をご教示いただけますか。
	現在の現指定管理者の第三者委託先名は、以下大阪市のHPで公開しておりますので、ご確認ください。 建設局の指定管理者制度における第三者委託の状況について ( <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000279022.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000279022.html</a> )

58	現在の指定管理者（第三者委託先を含む。）からの引き継ぎとして、現場でのレクチャーやマニュアルの引渡しは行われると考えてよろしいですか。また、適切に引き継ぐため、貴市に立ち会っていただけますか。
	現在の指定管理者からは、当該駐車場の管理に当たって必要な事項は引き継いでいただきますが、現在の指定管理者が行っている方法を必ずしも踏襲する必要はありませんので、現場でのレクチャーまで行っていただくことは想定しておりません。また、マニュアルについても現在の指定管理者のノウハウが含まれるものを本市として提供させることも想定しておりません。また、引き継ぎに関しては基本的には新旧指定管理者間で円滑に行ってください。疑義が生じた場合は、本市にお問合せください。
59	別添資料1（様式2-2）（第三者委託相手方用）暴力団排除条例に基づく誓約書の記入方法について、右上の契約の相手方名の記載方法についてお教えてください。
	右上の「法人等の名称等」は第三者委託相手方のものとします。1の「契約の相手方」は指定管理者となり、「業務の名称」は指定管理者と第三者委託相手方との第三者委託業務の名称となります。
60	別添資料1（様式2-2）の第三者委託相手方用誓約書について、指定管理者の指定を受けた後に委託契約を行う場合であっても、誓約書の提出は必要ですか。
	第三者委託相手方用誓約書については、契約締結前であっても提出していただくのが望ましいですが、契約締結前の提出が困難である場合には、契約締結後に提出していただく構いません。しかしながら、当該誓約書の提出がない限りは、指定管理業務の一部を委託させることは認められません。ご了承ください。
61	別添資料1（様式4-2）の人員配置計画は、指定期間内に変更してもよろしいですか。
	募集要項の基準内で、関係法令を遵守しておれば変更は可能です。ただし、事前に本市と協議を行っていただく必要があります。
62	別添資料1（様式4-2）の人員配置計画において、委託先の記入は必須ですか。また、指定管理予定者となってから変更してもよろしいですか。
	委託先名は、予定で結構ですので記入をお願いします。指定管理予定者として選定された以降の変更については、特別な事情がある場合は認められますので、協議に応じます。
63	別添資料1（様式5-1）の収支予算書（1）における一時等の収入内訳は①・②・③・④とありますが、④は当該駐車場において共通回数券（プリペイドカード）を使用して駐車料金を支払った分の金額と解釈してよろしいでしょうか。
	共通回数券による収入については、駐車場で支払われた分の10/11として見込んでください。
64	別添資料1（様式5-7）において「利用料金等収入見込額-管理経費見込額=基本納付金」と定義されていますが、見込みどおりとなった場合、指定管理者の利益はないということですか。
	指定管理者の利益について、管理経費の諸経費（一般管理費等）により見込んでいただくことは可能です。
65	電気主任技術者は、他の駐車場との兼任も可ですか。また、委託先からの選任でも可ですか。
	いずれも可となります。
66	各駐車場の電気主任技術者は、大阪市において選任されるとの解釈でよろしいでしょうか。
	各駐車場の電気主任技術者は、上記により指定管理者において選任いただけます。
67	別添資料4 管理経費実績について、その他管理費の内訳や詳細金額をお教え願えますか。
	法人情報にあたると思われるため、開示は行いません。なお、再委託業者との委託契約金額については、以下大阪市HPで公表を行っております。 建設局の指定管理者制度における第三者委託の状況について ( <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000279022.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000279022.html</a> )
68	駐車場内に長期放置車両はありますか。
	市立駐車場において長期放置車両の定義を行っておりませんが、長期間同じ場所に駐車したまま移動していない車両は複数あります。
69	長期放置車両への対応はどこが行うものですか。
	長期放置車両への対応は、指定管理者が行ってください。 指定管理者は、大阪市立駐車場条例第5条第2項に規定する期間または同条第3項により指定管理者が承認した期間を超えて市立駐車場に駐車している車両を発見した場合は、速やかに本市に報告してください。また、指定管理者は、当該車両の所有者もしくは利用者に対し、当該車両の引取りを請求し、当該請求に応じない場合には、当該車両を駐車場内から移設するよう対応してください。 なお、指定管理者は、上記車両の引取請求及び移設対応について、指定管理者の負担で行ってください。また、指定管理者は、上記請求等を行うにあたり、必要な限度において当該車両を調査することができます。
70	現在の長期放置車両は指定管理者交代までに撤去していただけますか。
	長期放置車両への対応については、現在の指定管理者と協議を行いながら進めてまいります。指定管理者交代時までに撤去できるかについては未定です。

71	駐車場の利用に対してポイントがつくシステムは導入可能でしょうか。  住民の平等な利用の確保が損なわれないものであれば、導入可能とします。内容については、協議に応じます。ただし、市立駐車場として収入減に繋がるようなものは認められません。
72	駐車場内のデッドスペース等を活用して駐車枠を増設することは可能ですか。  安全面で問題がなければ可能と考えますが、内容について協議対象とします。
73	現在、大阪市で計画されている各駐車場ごとの長期更新計画をお教えてください。  市立駐車場における改修工事計画について、予算状況及び修繕、適切な維持管理による機器等の延命を考慮して随時計画の見直しを行っているため開示いたしません。今年度実施予定分については大阪市HPで公表されておりますが、これらについても本市の都合により、施行を見送ることがありますので、ご了承ください。
74	長堀通地下駐車場のサービスセンターについて、勤務者は指定管理者が配置しなければならないでしょうか。  長堀通地下駐車場のサービスセンターでは現在、定期駐車券及び共通回数券の販売等の利用者サービスを任せており、現在の指定管理者が勤務者を配置しています。サービス向上の面から、サービスセンターの継続は望ましいと考えますが、中止する場合は、本市と協議のうえ、利用者に対して混乱を招くことのないように対応する必要があります。
75	駐車場内にある備品等で【別添資料4-2】の備品等リストに掲載されていないものは、現在の指定管理者が設置しているものと考えて良いですか。  【別添資料4-2】の備品等リストに掲載されていない備品等については、現在の指定管理者が設置しているものもありますが、従前より当該駐車場にあり、現在の指定管理者が設置していない備品については、指定管理者交代時に撤去されるものではありません。
76	各駐車場において、現行機械警備を実施している駐車場をご教示下さい。  機械警備の実施の有無について、本市は把握しておりません。募集要項に記載している基準を満たした上で、現行の管理方法にとらわれず効果的・効率的と思われる警備体制をご提案ください。
77	共通回数券の利用に際して、手数料等は発生しますか。  共通回数券の利用に際して、指定管理者に手数料等の費用負担は発生しませんが、大阪市から指定管理者に支払われる精算額は、共通回数券による利用額の10/11相当額となります。
78	募集要項 4 (7) 納付金 (ウ) 「留意事項」 (留意事項) 「④原則として定期駐車券及び普通回数券の料金は発行 (販売) 時点の指定管理者の収入とします。」とありますが、 ・定期駐車券の料金をご利用者の要望で複数月分の料金を持ってこられた場合、受け取ることは可能ですか。 ・受け取ることが可能な場合、その時点で収入として計上でよろしいですか。 ・受け取ることが可能な場合、年度を跨ぐ定期駐車券料金はどのように計上したらよいですか。  1か月定期駐車券のみ販売している駐車場において、ご利用者の要望により複数月分の定期駐車券料金を前もって受領することは想定しておりません。定期駐車券は、契約者1台に対して直近月分の1枚ずつ販売してください。 なお、3か月定期駐車券等の複数月にわたる定期駐車券を販売している駐車場においては、定期駐車券販売時点の収入としてください。年度を跨ぐ定期駐車券であっても同様とさせていただきます。
79	募集要項 4 (10) 車庫証明の発行 ⑤に「特定の駐車枠に特定の個人または特定の法人の名称は掲示することはできません。」と記載されていますが、車両ナンバーは掲示することができますか。  車両ナンバーの掲示も含め、当該駐車場の管理運営に必要と認められる場合は、特定駐車枠における掲示を認めることがあります。掲示を認める内容等については協議対象といたします。
80	修繕費についてですが、今後の傾向としては、増加していく方向と考えてよろしいですか？  修繕費の今後の傾向について、お答えすることはできませんが、市立駐車場においては、経年劣化による施設・設備の老朽化が進んでおり、今後の修繕範囲については、これまで以上に広がる可能性が高いものと考えております。しかしながら、適切な維持管理を実施することにより、修繕箇所を増加を抑制することは可能と考えております。
81	漏水対応にかかる費用は修繕費に見込んで構いませんか。  漏水対応にかかる費用は修繕費に見込んでください。
82	指定管理者の負担で更新を予定しておらず、当該駐車料金精算機が故障し、保守点検等の継続が困難となった場合、駐車場利用のための人的対応を余儀なくされ、そのため管理経費が増すことが想定されます。その際、大阪市としては、当該更新工事が完了するまでの管理経費増額分の基本納付額の減額を行っていただけますか。  本市設置機器の不具合について管理運営上の支障が発生した場合は、指定管理者の費用負担により修繕対応していただくことを原則としております。その場合、一時的に指定管理者の管理経費が増大することが想定されますが、基本納付額の減額は予定しておりません。一方、修繕対応では復旧できないような大きな不具合が発生し、更新工事完了まで相当時間を要する場合における指定管理者の管理経費増については、協議対象といたします。
83	駐車場上部高架からの落下物や、地下駐車場の天井部分からの落下物が原因で、駐車場利用者に損害を与えた際の責任の帰属先はどうなりますか。  高架道路の構造物が落下し、駐車車両等に損害が発生した場合は、原則として高架道路の管理者の責任となります。地下駐車場の天井部分からの落下物については、指定管理者が適切な日常点検を行うことで事前に発見し、対処可能であったかどうかにより責任の帰属先は異なるため、一概にお答えすることはできません。個別協議となります。なお、責任の帰属先に関わらず損害を受けた利用者との連絡調整、事故に係る資料の収集等は、原則として指定管理者に行ってください。

84	高架下の鳩糞害対策（ネット・鳩ガード等の設置）は、指定管理者の負担で実施するのでしょうか。
	高架下の鳩糞害対策（ネット・鳩ガード等の設置）は、高架道路管理者が実施するものです。しかしながら、実施箇所の判断についても高架道路管理者が行うため、現在対策がなされていない箇所について、本市より要望を行うことは可能ですが、高架道路管理者が実際に対策を実施するかどうかは不明です。
85	駐車場利用状況表にて定期駐車券販売額の詳細を公開していますが、3か月定期駐車券を販売した際の売り上げの集計は当月で集計しているのか、3か月分を1か月ごとに按分して集計しているのか教えてください。
	3か月定期券は販売月の売り上げとして集計しています。按分処理は行っておりません。
86	令和元年度～令和4年度の共通回数券（プリペイドカード）販売高の内訳を開示してください。
	別添資料4-5をご確認ください。
87	直近（令和5年度）の管理経費実績を開示してください。
	指定管理者は年度終了後に、1年間の管理経費実績の報告を行っていただきます。年度途中における管理経費実績について本市は把握しておりませんので、開示することはできません。
88	直近の補修修繕等実績をご教示ください。
	別添資料4-6をご確認ください。
89	漏水が発生している施設名と該当車枠を開示してください。
	別添資料4-1、4現在の供用台数をご参照ください。詳細については現地でご確認ください。
90	全駐車場の直近の売上を開示してください。
	別添資料4-5をご確認ください。
91	現在、不法投棄等の問題が生じている施設はありますか？
	長期放置車両が発生している駐車場はありますが、その他の廃棄物の不法投棄については把握しておりません。
92	駐車場でごみについて、どのよう処理されますか。また、各駐車場における現在のゴミ収集業者名をご教示下さい。
	現在、市立駐車場において排出されるゴミは、事業系ゴミとして、指定管理者が民間事業者に処理を委託しております。委託を行っているゴミ処理業者名の開示は行いません。なお、申請者は、募集要項「10 提案を求める内容」の表中記載のとおり、様式5-3「手数料」にごみ処理手数料を含めて記載してください。
93	各駐車場にて、現指定管理者が設置もしくは持ち込んでいる機器（パソコン等含む）を教えてください。
	本市の機器及び備品については、募集要項の別添資料4-2及び4-3に記載しておりますので、その他の機器及び備品については、原則として使用できないものと考えてください。なお、現在の指定管理者と協議が整えば、現指定管理者が設置もしくは持ちこんでいる機器及び備品について、引き継いでいただくことは可能です。
94	（プリペイドカード販売機設置駐車場について） 窓口での手売り販売の運営でも可能ですか。
	プリペイドカード自動販売機が設置されている駐車場においても、自動販売機を使用せず、管理事務所等で現場職員が直接プリペイドカードを販売することは可能です。
95	例えば、現在、普通回数券を30分250円単位で販売している場合に、当該回数券30分200円に料金改定を行った場合、駐車場利用者に対する50円の差額は、どう扱えば良いでしょうか。
	普通回数券は券面額分の範囲で、一時駐車料金の支払に代えて使用することができます。お尋ねのケースについては、料金改定が行われた場合でも、現在発行している250円回数券は、料金改定後も同額分の回数券として支払い可能です。しかしながら、支払うべき駐車料金以上の券面額の普通回数券を使用した場合に、その差額を精算する仕組みにはなっていません。200円の駐車料金に対し250円の普通回数券で支払った場合、差額の50円を利用者に返還することはありません。なお、同一券面額となるよう普通回数券を交換を行っていただく対応も可能です。お尋ねのケースでは、250円券（旧券）4枚をお持ちの利用者に対し、200円券（新券）5枚と交換する対応は可能です。
96	各駐車場の機械室、倉庫内等に、駐車場運営と関係のないものが置かれていれば、それも管理が必要ですか。
	特別な管理は求めておりません。現状維持をお願いします。

97	(設備維持管理に関する業務内容について) 建築物及び建築設備の点検の実施の記載があり、枠外の記載に、報告書を提出となっておりますが、報告書の提出は一般財団法人 大阪建築防災センターへの提出後、大阪市建設局へ提出するのでしょうか。
98	建築基準法に基づく、建築物及び建築設備の点検の実施の記載がございますが、関係機関に確認したところ、駐車場については不要との見解がございました。 法定の点検若しくは自主点検的な点検のどちらと判断すれば宜しいでしょうか。
今回公募対象駐車場は、大阪市建築基準法施行規則で特定行政庁の指定する建築物の対象でなく、特定行政庁への提出は不要です。「大阪市公共建築物点検マニュアル」に基づき点検を実施し、報告書を大阪市建設局へ提出してください。	
99	特殊建築物の届出を行っている駐車場をご教示下さい。
特殊建築物の届出を行っている駐車場はありません。なお、建築基準法に基づく建築物の法定点検は行っております。	
100	各駐車場において、特殊建築物定期調査の直近の調査年度をご教示下さい。
建築基準法に基づく建築物の法定点検は、説明会配布資料①「募集要項に関する訂正事項及び補足事項について」をご確認ください。	
101	(豊崎) アブローズ駐車場との管理区分をご教授ください。
豊崎地下駐車場の管理区分は、別添資料4-2「市立駐車場の平面図・備品」中の豊崎地下駐車場の図面のとおりです。アブローズ駐車場への連絡通路及びシャッターまでが本市の管理区分です。 アブローズ駐車場との境界にあるシャッターの管理は、大阪市が行います。シャッターの開閉業務は豊崎地下駐車場の指定管理者が毎日行う必要があります。	
102	(豊崎) 障がい者割引は豊崎地下駐車場の出口のみの対応でしょうか。アブローズ側の出口では対応できないと考えてよろしいですか。
アブローズ駐車場において障がい者割引対応は行っておりません。豊崎地下駐車場の利用者で、障がい者割引を受けられる方は、豊崎地下駐車場より出庫していただく必要があります。	
103	(豊崎) 相互利用を行っている中、駐車券・回数券・その他サービス券などのアブローズ側の廃券が混在すると思いますが、回収した廃券の処理及び、保管方法をお教えてください。
豊崎地下駐車場精算機内のアブローズ側の廃券は、アブローズ駐車場に引き渡しております。なお、アブローズ駐車場精算機内の豊崎地下駐車場分の廃券は、アブローズ駐車場より引き渡しを受けることとなります。	
104	(豊崎) 豊崎の現状の窓口販売時間をお教えてください。
受付時間と同じく7時から23時です。	
105	(豊崎) アブローズ駐車場の相互利用についてアブローズ駐車場と営業時間は同じだと思いますが、ホテル利用者等の営業時間外の入出庫対応の有無を教えてください。
豊崎地下駐車場の受付時間は7時から23時となっております。23時を過ぎますと豊崎地下駐車場の入出庫口及びアブローズ駐車場との連絡通路のシャッターを閉鎖します。従いまして、23時以降は豊崎地下駐車場の入出庫対応はできません。	
106	(豊崎) 障がい者割引は豊崎駐車場での精算時に行うとありますが、アブローズ駐車場利用分との判別等、具体的にはどのような処理になりますか。
豊崎地下駐車場とアブローズ駐車場は駐車券が異なりますので、いずれの駐車場を利用したかについては精算機で判別可能です。豊崎地下駐車場利用分のみ障がい者割引対象となります。	
107	(豊崎) 止水板はありますか。また設置箇所数と故障等があればご教授ください。
設置箇所は10箇所であり、現時点で故障箇所については把握しておりません。	
108	(靱) 靱交番前交差点北西角（楠永神社付近）と、靱公園遊戯広場南西角付近（あみだ池筋に面する）の公園敷地内に案内看板を設置することは可能でしょうか。
公園敷地内における案内看板の設置可否は公園管理者の判断となります。案内看板のサイズ、形状、表記内容、設置場所等について所轄の公園事務所と協議していただくこととなります。なお、当然ながら、楠永神社の管理地は、本市において可否の判断ができる場所ではありません。	
109	(法円坂) 1号ブロックはなぜ24時間営業を行っていないのか、また、日曜・祝日も営業していない理由を教えてください。
受付時間の設定については、指定管理者の提案によるものです。本市より理由を説明する立場にありません。	

110	車庫証明付定期駐車券を発行しなければ、受付時間外に人員を配置しなくても良いのでしょうか。
	24時間営業を行っていない駐車場において、車庫証明付定期駐車券を発行しない場合は、受付時間外に人員を配置する必要はありません。また、車庫証明付定期駐車券を発行している駐車場においても、受付時間外に人員を配置しないことも可能ですが、所轄警察署と必要な調整を行い、車庫証明付定期駐車券契約者との了解を得られるようにしてください。
111	(上汐) 現在、当駐車場では止水板を設置していませんが、昨今の天候不良(ゲリラ豪雨等)の中で、止水板やその他の対応はご検討されていますでしょうか。
	現在、上汐地下駐車場において止水板の設置等、特別な対応を行う予定はありません。
112	(西横堀第1号ブロック) 自動二輪車駐車場内で自転車駐輪場を運営することは可能でしょうか。
	市立駐車場は自動車の駐車対策施設であるため、駐車場内に自転車駐輪場として設置することはできません。
113	(本町・土佐堀) 24時間営業をしているメリットとその必要性を教えてください。
	受付時間については、指定管理者の提案によるものです。本市よりメリットや必要性を説明することはできません。なお、両駐車場においては車庫証明を発行しているため、該当車両は24時間入出庫を行えるようにする必要があります。
114	(各地下駐車場) 漏水のため使用出来ない駐車枠があるとのことですが、今後増える可能性はあるのでしょうか。
	今後、漏水箇所が拡大すれば増える可能性はあります。なお、漏水箇所に対し適切な対処を行えば、使用出来ない駐車枠が減る可能性もあります。
115	(長堀通・東長堀) 按分請求される光熱水費の積算根拠を教えてください。 また、電気代、上下水道代の値上げ以外で光熱水費が増加する要因があるのでしょうか。 また、市より請求される光熱水費について、請求明細を確認し、内容を協議することは可能でしょうか。
	長堀通地下駐車場及び東長堀地下駐車場の電気料金については、クリスタ長堀橋において駐車場内電気室等の検針を毎月行っており、駐車場における毎月の電気使用量が把握可能となっております(ただし、エレベーター電気使用量については停止階数による按分を行っております)。従いまして、地下1階地下街部分も含めた全体の電気料金について、全体の電気使用量及び駐車場としての電気使用量に基づき按分し、駐車場としての電気料金を毎月計算しております。なお、両駐車場の水道料金については、クリスタ長堀橋で支払っていないため、別途契約を行っていただく必要があります。また、長堀通地下駐車場の通信費はクリスタ長堀橋が支払っているため、電気料金と同じく按分した金額をクリスタ長堀橋に支払っていただく必要があります。ただし東長堀地下駐車場の通信費は別途契約を行っていただく必要があります。 電気料金の増加については、主として電気料金単価の値上げによるものと考えております。なお、本市が請求を行う電気料金について、請求明細を確認することは可能です。内容について不明な点については本市としても確認作業に協力いたしますが、駐車場の電気使用量に基づく按分という考え方自体の変更はできないものと考えて下さい。また、按分の考え方は変わらないため、料金単価の改定以外の電気料金が増加する要因は現時点で想定しておりません。
116	(長堀通 駐車管制設備等) 指定管理者が設置を行った設備機器や、指定管理者が改修を行った機器について、指定管理者変更の際、存置いただくことは可能でしょうか。
	原則として、現指定管理者の費用負担で原状復旧すべきものですが、新旧指定管理者における協議が整った場合、存置することは構いません。
117	(安土町) 駐車場地上部分のホテル事業が終了し、事務所に改修されるとあるが、直近の収入状況等を開示いただきたい。
	本件については、建物の改修工事中及び事務所の運用開始後においても、現在の利用動態からどのように変動するのかについては予測が困難であり、今後も可能な限り直近の数値等について、本募集ホームページを通じてお示しをさせていただきたいと考えております。
118	工事等による収入減に伴う基本納付金減額について、基本協定書(案)には別途定めるとありますが、具体的にはどのような基準となりますか。
	本件にかかる基準については、当該駐車場の利用状況による影響額を考慮する必要があると考えており、収入見込額をベースとするものの、その際には使用不能となった駐車枠数だけでなく、工事前後の期間における利用状況による影響額を考慮した上で算定を行っております。 例えば、工事等により収容台数の2割が使用不能となっている場合でも、収容台数の半分しか利用がなく、残りの使用可能な8割分で十分に対応できた場合には、募集要項及び基本協定書に記載の利用料金等収入に明らかな影響が生じたと認められないため減額は行いません。 具体的には、(別添)工事等の影響による減額金額の算出について、を参照ください。

(以降、令和5年8月 募集要項に関する質問への回答)

119	提出書類「登記事項証明書」は履歴事項全部証明書で問題ないでしょうか。
-----	------------------------------------

履歴事項全部証明書でも、現在事項全部証明書でも可です。

120	提出書類「障がい者雇用状況報告書」は令和5年4月1日現在のもの提出と記載がありますが、障がい者雇用促進法で6月1日現在の報告書を提出することとなっているため、6月1日現在のものを提出となりますが問題ないでしょうか。
-----	---

ご指摘のとおり、6月1日現在の状況を報告したもの（写し）の提出をお願いいたします。

121	書類の提出に関して、正1部についてはファイルの表面及び背表紙に申請区分と申請者名を明記とありますが、タイトル（例、「大阪市立駐車場（20箇所）指定管理者 申請書類」）も明記して問題ないでしょうか。また、副本に関しても表面及び背表紙に申請区分とタイトル（例、「大阪市立駐車場（20箇所）指定管理者 申請書類」）を明記して問題ないでしょうか。
-----	---

申出の追記内容であれば問題はありません。

122	各駐車場の平面図を含む図面一式をご開示願います(機械図面・給排水図面・電気図面等)
-----	---

指定管理者選定後に提供します。

123	各駐車場の現状点検報告書等をご開示願います(エレベーター保守、自動扉保守、電気設備点検、防災設備等)
-----	--

指定管理者選定後に提供します。

124	日常清掃頻度は毎日365日実施との理解でよろしいでしょうか
-----	-------------------------------

日常清掃の頻度についての特段の定めまではありませんが、駐車場及び附帯施設の機能を維持し、利用者の快適性を確保するよう、適切な清掃の実施をお願いします。

125	<p>別添資料4-4ロ) ⑤防災設備</p> <p>1. 『ロ』粉末消火設備の消火薬剤放射は、ユニット5個以内ごとに1ユニットで加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器1本の試験用ガスを放射して行なう。』と記載がありますが、『ル』消火器、消防ホース10年を超えた消火器及び消防ホースは、取り替えること。』と記載があります。粉末消火設備は交換業務を行えば、放射試験は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。設置年数10年を超えた粉末消火設備の数量について各駐車場ご開示ください。</p> <p>2. 『ハ』移動式二酸化炭素消火設備は、ユニット5個以内ごとに1ユニットで二酸化窒素容器を使用して放射して行なう。』と記載がありますが、『ヨ』移動式粉末消火設備25年を超えた移動式粉末消火設備は、本体ごと取り替えること。』と記載があります。25年を超えた移動式粉末消火設備の設置はなく、放射試験の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>放射試験が対象となる場合、各年度・各駐車場の放射試験が対象となる消火設備詳細をご開示ください。また、過去の点検実施報告書も併せてご開示ください。</p> <p>3. 『ホ』泡消火設備放射試験時、一斉開放弁保護のため十分な放出を行う。なお、一斉開放弁閉止が十分でない場合、再度放出並びに弁の分解整備を行う。P F O S 含有の消火薬剤の場合、消火薬剤の機能の維持するための措置（3年以内に消火薬剤の検査を実施等）を講じること。』と記載がありますが、自動車が停車されており泡消火の放射試験は困難ですので、泡タンクのサンプリング試験で代用するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>泡消火の放射試験が対象となる場合、各年度・各駐車場の放射試験が対象となる泡消火設備詳細をご開示ください。また、過去の点検実施報告書も併せてご開示ください。</p> <p>4. 点検対象となるEVについて安土町駐車場は1台のみの点検という認識でよろしいでしょうか。その他設置EVは他の所有者等により実施するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>5. 現在行われている安土町の停電点検の日付及び時間帯をご開示ください。 また安土町の停電点検は付随施設のホテルと連携が必要でしょうか</p> <p>6. 停電点検時に付随施設と連携が必要な駐車場がございましたらご開示ください。 現状行われている停電点検の日付及び時間帯をご開示ください。</p> <p>7. 現在用いられている機械警備の信号をご開示ください。（例 防犯信号、設備異常信号）</p>
-----	---

1. 粉末消火設備は、総務省消防庁の「消防用設備等の点検要領」に定められているとおり放射試験が必要です。「10年を超えれば取替が必要なものは消火器です。粉末消火設備等の設置数量、年式については、別添資料4-3設備機器等の設置状況をご覧ください。
2. 移動式二酸化炭素消火設備は設置されていません。別添資料4-3設備機器等の設置状況のとおりに全域放出方式の二酸化炭素消火設備は、本町地下駐車場、土佐堀地下駐車場に設置され、2019年に更新しています。
3. 「消防用設備等の点検要領」で定められている消火薬剤サンプリングによる検査で代用可能です。
4. 点検対象のエレベーターは1台です。
5. 指定管理者選定後に提供します。なお、付随施設については、今後ホテルから事務所（大阪市保健所）への改修工事が行われる予定となっています。
6. 指定管理者選定後に提供します。
7. 指定管理者選定後に提供します。

126	募集区分Bについて、大阪駅前地下駐車場の「その他管理費用」が突出している理由をご教示願います。また統括管理者の人件費などの事務経費は、各駐車場に按分し計上するなどの経理上の指定はございますでしょうか。
-----	--

前段につきましては、現指定管理者の管理運営上の法人情報となるため、本市においても把握しておりません。後段につきましては、申出のような経理上の指定等はございません。

127	コロナ禍で収入が低下した駐車場において、基本納付金の減額などの協議が行われた例はございますでしょうか。また実際に減額を承認した例はございますでしょうか。
-----	--

令和2年度以降、現指定管理者からの申出に伴う減額協議を行うとともに、コロナ禍の影響が著しいと認められた場合には基本納付金の減額対応を行っております。

128	豊崎地下駐車場において、建設局による改修工事が行われておりますが、各駐車場において来年度以降予定されている工事はございますでしょうか。
-----	---

入札案件情報に関連するため、開示は控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

129	2025年に開催予定の大阪万博の際に交通施策として事業協力の予定はございますでしょうか。また、協力の可否については指定管理者の判断で可能でしょうか。
-----	--

現時点における協力依頼等はございませんが、今後、具体的な協力依頼等がなされた場合には、必要に応じて当該協力依頼等への対応可否を含めた協議をお願いさせていただく場合があります。

130	大阪市設置の精算機等において、インボイス対応は可能でしょうか。
-----	---------------------------------

大阪市所有の精算機については、無償で使用することが可能ですが、インボイスへの対応などについて、要補修により機器を更新する必要があります。

131	「くるみんマーク」を所持している事業者には加点はありますでしょうか。 ※「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証
-----	--

選定にかかる採点基準に関連するため、開示は控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

132	別添資料1 大阪市立駐車場指定管理業務の基準 P9 (2) 充電設備の設置 「急速充電設備を設置する提案については加点」と記載されていますが、どの程度加点されるのでしょうか。急速充電設備の導入には高いコストがかかるので、その分納付金(提案金額の配点)が下がることが予想されます。
-----	---

選定にかかる採点基準に関連するため、開示は控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

133	別添資料1 大阪市立駐車場指定管理業務の基準 P20 (15) 賃金・労働条件の向上に関する取り組み 「最低賃金の1.1倍以上の支払いの確約を行う提案者」と記載されていますが、この確約を提案した場合、加点はされるのでしょうか。
-----	---

加点対象にはなりますが、詳細につきましては、選定にかかる採点基準に関連するため、開示は控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

134	別添資料4-5 収入状況及び管理運営実績 E区分利用状況 長堀バス駐車場 令和2年8月からの収入状況・利用状況は0でよろしかったでしょうか。収入がない状況でその他管理費が発生している状況になっていますが、どのような状況でしょうか。
-----	--

前段につきましては、令和4年度末まで、他の占有者の経費負担により全面閉鎖となっていたことから、ご指摘のとおり収入及び利用状況はなしとなっております。後段につきましては、当該駐車場の維持管理や設備・機器のランニングコスト等によるものです。なお、令和5年4月からは供用再開となっており、以降の収入状況等については、市建設局本公募ホームページ中、令和5年7月21日開催の説明会配布資料をご確認願います。

135	別添資料4-5 収入状況及び管理運営実績 管理経費実績 その他管理費の詳細な内訳をご教示ください。
-----	--

現指定管理者の管理運営上の法人情報となるため、本市においても把握しておりません。

136	宮原及び、新大阪駅南、靱地下、扇町通地下、法円坂駐車場につきまして、定期券を作成するアマノ社製のデータ書き込み機がございましたが、別添4-3には記載がありませんでした。こちらは、大阪市資産ではなく、指定管理者持ち込みという認識でよろしいでしょうか。
-----	--

お見込みのとおりです。

137	基本納付金の提案額が40点とありますが、配点算出式をお教えてください。
-----	-------------------------------------

選定にかかる採点基準に関連するため、開示は控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

138	急速充電設備を新設設置した場合の加点について、前回公募時質問回答では「社会的責任・市の施策と整合」について上限10点で評価を行うと回答がございます。今回公募時同様でしょうか。具体的に10点中、何点加点いただけますでしょうか。
-----	--

同項目については、今回の公募におきましても上限10点にて採点を行いますが、その内訳については、選定にかかる採点基準に関連するため、開示は控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

139	別添資料4-5「収入状況及び管理実績」について、D区分、E区分の指定管理者が導入している法人カード（ビジネスカード）決済は、クレジット等精算金額に含まれる認識です。相違ございませんか。また、その場合西横堀駐車場（0号～13号）においては、令和4年度において法人カード（ビジネスカード）決済はクレジット等精算金額に対して、どのくらいの割合を示すかお教えてください。
-----	---

前段につきましては、お見込みのとおりです。後段につきましては、開示を控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

140	別添資料4-5「収入状況及び管理実績」について、各駐車場で指定管理者が導入しているカーシェアリングは、定期券販売額に含まれる認識です。相違ございませんか。また、その場合、各駐車場のレンタカー・カーシェアリング(各社ブランドごと)の車両の定期契約金額をお教えてください。
-----	--

前段につきましては、お見込みのとおりです。後段につきましては、各駐車場の定期駐車券料金と同額です。

141	今年度までに照明器具をLED化に交換された駐車場と、次期指定管理期間中に交換を予定している駐車場についてお教えてください。
-----	---

過年度にLED化された駐車場は現状有姿のとおりです。今年度以降のLED化（工事）の予定については入札案件情報に関連するため、開示は控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

142	大雨・洪水警報発令時及び震度3以上の地震が起こった場合、また、災害対策委員会が設置された場合の業務時間内外を問わない局への報告は次期指定管理期間も継続で行いますでしょうか。
-----	--

お見込みのとおり、同様の対応を行っていただきます。詳細につきましては、新指定管理者が決定した以降に別途ご調整等をさせていただく予定としております。

143	各駐車場に設置されているEV充電設備について、設備ごとに、年間の利用台数及び電気量をご教示ください。
-----	--

現指定管理者の管理運営上の法人情報となるため、本市においても把握しておりません。

144	次回の建築物点検・打診調査・連結送水管耐圧試験の年度をご教示頂けませんか。
-----	---------------------------------------

指定管理者選定後に提供します。

145	別紙資料4-4 P1の記載通りエレベーター設備の点検は、製造業者のみに限定されますか。
-----	---

製造業者のみとします。

146	大阪市の機器に関して新札対応は大阪市様が対応して頂ける予定で、新紙幣発行後も継続して機器が使用出来る想定で宜しいでしょうか。
-----	--

大阪市所有の精算機については、無償で使用することが可能ですが、新札対応など要補修により機器を更新する必要があります。

147	電気の契約先を教えてください。
-----	-----------------

指定管理者選定後に提供します。

148	電気使用量について、近年、大幅な契約単価変更になっていますので、過去の金額から大幅な上昇が見込まれます。 令和4年度の使用量をご教示頂けませんか。
-----	--

現指定管理者の管理運営上の法人情報となるため、開示は控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

149	募集要項 p 15 (7) ① 連合体の結成は必須条件でしょうか。
-----	--------------------------------------

前段(6)の申請資格において、法人等のほか連合体においても申請することができることとなっているものであり、連合体の結成が必須となっているものではございません。

150	別添資料 1 P13 ⑩ 原状復帰後は現指定管理者が設置した駐車場機器が撤去されるとの認識ですが、それ以前に設置されていた機械が再設置されるのでしょうか。 (官原地下、新大阪駅南、新大阪南第2)
-----	---

原状復帰後の設備機器等につきましては、基本的に新の指定管理者の負担において設置いただくこととなります。(それ以前の機械が再設置されるわけではありません。)  
ただし、現在の指定管理者との協議が整えば、引き継ぎを受け、継続して利用することについて、本市としては差し支えありません。その際、本市より現指定管理者の意向を確認したり、働きかけを行う予定はありません。

151	別添資料 1 P18 (3) 駐車場法の届け出は必要でしょうか。
-----	-------------------------------------

管理運営等の開始にあたり、別途当該届出の必要はございません。

152	別添資料3-1 (指定の辞退等) 4 違約金及び損害賠償額の算定根拠をお教えください。
-----	--

市契約管財局ホームページ、指定管理者制度の運用に係るガイドライン【様式例集】より、違約金については、収入見込み年額の1割を、損害賠償額については、大阪市と指定管理者が協議の上決定することとしております。

153	各駐車場の定期券契約台数の開示をお願い致します。
-----	--------------------------

現指定管理者の管理運営上の法人情報となるため、本市においても把握しておりません。

154	募集要項 p 16 提出書類1~3 は捺印が必要でしょうか。
-----	--------------------------------

捺印不要となります。

155	募集要項 p 17 提出書類13 は本社所在地のものでよろしいでしょうか。
-----	---------------------------------------

本社所在地のもので結構です。

156	固定納付金につきまして、最も高い入札金額に対する金額割合に応じて得点が配分されるのか(相対評価)、もしくは、一定の金額にて配点が決められているのか(絶対評価)、具体的な評価方法をご教示いただけますでしょうか。例えば、A区分において下記の入札金額であった場合、配点をご教示いただけますでしょうか。 A社 B社 C社 D社 E社 776 1000 1500 1500 2000 (単位:百万円)
-----	---

選定にかかる採点基準に関連するため、開示は控えさせていただきますこと何卒ご了承願います。

157	別添資料4-3設備機器等の設置状況にある一覧明細で指定管理者設置と書いていない機器類は大阪市所有の機械で無償使用出来るか。また指定管理者設置の機器類を引き続き使うことは出来るか。
-----	---

例えば、大阪市所有の精算機については、無償で使用することが可能ですが、インボイスや新札対応など要補修により機器を更新する必要があります。  
なお、現在の指定管理者が設置している設備機器類については、本市としては原状回復を求めており、撤去することが原則と考えております。ただし、現在の指定管理者との協議が整えば、引き継ぎを受け、継続して利用することについて、本市としては差し支えありません。その際、本市より現指定管理者の意向を確認したり、働きかけを行う予定はありません。

158	大阪市所有の施設・機器類の修理費は大阪市の負担で補修してもらえるか。
	指定管理者から提案していただいた修繕費を基本として、基本的に指定管理者において対応いただくものとなります。ただし、1件の補修金額が100万円を超えるものについては、別途協議のうえ、指定管理者で実施していただき、必要経費として大阪市の支払うことがあります。詳細については、〔別添資料1〕11P(4)をご確認ください。
159	EV充電設備の設置は必須ですか。
	〔別添資料1〕10P上段に記載の表中、A～D区分に申請する事業者は必ず提案してください。なお、表中に記載のある現在の設置内容を縮小する提案はできません。
160	現在の精算機はインボイス制度・新札への対応は出来ているか。
	現時点では対応しておりません。指定管理者が自ら行うほか、大阪市所有の精算機については、無償で使用することが可能ではありますが、インボイス及び新札対応など要補修により機器を更新する必要があります。
161	駐車場を利用者と現金で精算する場合はありますか。
	利用料金の支払いについて、現金精算も可能となっております。
162	業務の一部を再委託する場合は連合体による申請に該当するか。もし該当する場合、再委託する法人も提出書類一式必要ですか。
	該当いたしません。よって、再委託先の提出書類一式も不要となります。
163	障がい者の対応は現地に配置している有人対応で良いか。インターホン等での遠隔操作対応は必要か。
	基本的に有人対応が望ましいと考えておりますが、申出の内容を含め利用者サービスを低下させない提案と認められる場合は、夜間一部時間帯に限り無人化対応を認めることがあります。
164	募集区分Aでは定期駐車券利用者に対して車室を特定する必要はないか。
	現状、同区分において、車室を特定する定期駐車券の販売は行っておりませんが、指定管理者からの提案により協議に応じることがあります。
165	別添資料4-6の要補修修繕実績で補修費用を負担するのは指定管理者になるか。
	指定管理者から提案していただいた修繕費を基本として、基本的に指定管理者において対応(負担)いただくこととなります。ただし、1件の補修金額が100万円を超えるものについては、別途協議のうえ、指定管理者で実施していただき、必要経費として大阪市の支払うことがあります。詳細については、〔別添資料1〕11P(4)をご確認ください。
166	別添資料1 2 施設管理業務 (2) 充電設備の設置 「急速充電設備設置可能」以外の駐車場から急速充電設備に設置もしくは更新することは可能かご教えてください。また、施設の特性上不可の場合もご教えてください。
	受電設備の関係上、記載の駐車場以外への設置は不可となります。
167	別添資料2 様式4-2① 人員動員状況 「(例) A 株式会社」を削除しても問題ないかご教えてください。
	特段の問題はありません。
168	提出書類 様式3-5 障がい者雇入れ計画書 令和5年4月1日以降の雇用計画を記入するのか、または令和6年4月1日以降の雇用計画を記入するのかご教えてください。
	令和5年6月1日現在の状況を報告したもの(写し)の提出をお願いします。(No.120参照。)